



税理士 村野憲一事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-22-12

藤和銀座一丁目ビル5階

TEL 03-3561-3824

<http://www.murano-tax.com>

担当 武田

朝夕の寒さが増して、銀座の銀杏並木もほんのり色づき始めました。皆様方におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トピック「医療費控除の特例の創設」



セルフメディケーションの推進の観点から、従来の医療費控除かどちらかの選択になりますが、OTC 医薬品（一般医薬品）の購入費について医療費控除の特例が創設されました。

(1) OTC 医薬品とは？

聞きなれない名称ですが、いわゆる市販の一般的な医薬品になります。

具体的には薬局・薬店・ドラッグストアなどで販売されている医薬品で、右のような共通識別マークが製品に表示されることになるようです。



(2) 適用要件等

適用期間	平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間
対象者	特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、予防接種、定期健康診断、がん検診のいずれかを受けている者
要件	自己または自己と生計を一にする親族が購入した OTC 医薬品の購入費が 12,000 円を超えていること
控除額	12,000 円を超える部分の金額（上限 88,000 円）の所得控除

(3) 計算例

・課税所得 400 万円、年間購入額 3 万円の場合

① 所得控除額 30,000 円 - 12,000 円 = 18,000 円

② 減税額 所得税 18,000 円 × 20% = 3,600 円 住民税 18,000 円 × 10% = 1,800 円 合計 5,400 円

(4) 最後に

従来の医療費控除は 10 万円超という高いハードルがあるため、普段病院に行かない健康な人には縁のない制度でしたが、今回創設された特例は 12,000 円超で適用対象となるため、家族が薬局で購入したレシートを 1 年間集めれば金額的にはクリアできそうな制度です。

ただ、健康診断や予防接種といった健康保持や疾病予防への一定の取組みをしていることも要件にありますので、実際にこの特例の適用を受ける場合には、その取組みを明らかにする書類（医師等による証明書など）とレシートを添付して確定申告を行うことになります。

また、従来の医療費控除とこの特例を両方適用することはできず、どちらかの選択適用となりますので、その点について注意が必要になります。

以 上